

八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

八 女 市

1 はじめに

この要領は、「八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託委託」業務の目的及び内容に適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月30日まで

(4) 提案上限額

19,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 業務対象地

八女市立立花小学校地内及び周辺地（詳細は契約締結時、発注者から指示）

3 事務局

八女市教育委員会 教育部学校教育課 施設係

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

電話：0943-24-9450（内線 452・453）

電子メール：shisetsukakari@city.yame.lg.jp

4 プロポーザル参加資格要件

参加条件は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく指名停止を地方公共団体からの指名停止の措置を参加表明書の提出期限までに受けていない者であること。
- (3) 令和6・7年度八女市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人（事業所）であること。
- (4) 福岡県内に契約権限のある本社又は支社、事業所等を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (7) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (8) 業務実績として、過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に小中学校等の基本計画策定業務等類似業務を行った実績を有すること。
- ※小中学校等には、義務教育学校も含むものとする。（公立・私立等を問わない）
- ※類似業務とは、小中学校等に係る新築又は増改築等これに類する業務を指す。
- (9) 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有する者として、小中学校の基本計画の策定業務等類似業務の経験を有する者を配置する。
- (10) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 事業スケジュール

内容	期日
告示・実施要領等公表	令和7年7月1日（火）
質問書の受付期間	令和7年7月1日（火）～7月8日（火）
質問書への回答	令和7年7月9日（水）（予定）
参加申請書及び提案書受付期間	令和7年7月10日（木）～7月18日（金）
参加資格結果通知	令和7年7月22日（火）（予定）
プレゼンテーション審査	令和7年7月29日（火）（予定）
業者選定結果の通知	令和7年8月1日（金）（予定）
受注予定者との協議期間	令和7年8月4日（月）～8月7日（木）
契約締結予定日	令和7年8月8日（金）（予定）

※各項目の実施日については、決裁権者及び審査委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

6 事業の告示・実施要領等の配布

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を次のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ①八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ②八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル様式
- ③八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託仕様書

(2) 配布方法

八女市公式ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.city.yame.fukuoka.jp/>

「 ホーム ） 組織から探す ） 教育委員会教育部 ） 学校教育課 ） 施設係 」

7 質問書の提出・回答及び説明会

(1) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月8日（火）まで

（休日・祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで）

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）に内容を簡潔にまとめ、「3事務局」へ電子メールで提出すること。

- ・メールの件名は「【法人名を記入】八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託質問書」とすること。
- ・質問書提出後に「3事務局」へ電話し、メールの到着を確認すること。
- ・電子メール以外での質問については回答できない。

(3) 回答方法

質問書の回答を集約し、令和7年7月9日（水）に市ホームページへ掲載する予定。

(4) 留意事項

- ・質問に対する回答は、回答の内容に応じて、実施要領及びその他配付された資料、様式集の追加又は修正とみなす。
- ・提出受付期間以外の質問及び所定の様式に拠らない質問や定められた質問方法以外の質問は受け付けない。
- ・他の提案業者若しくはその提案内容に関する質問又は審査及び評価等に支障をきたす恐れのある不適切な質問や選定に公平性を保てない場合には受け付けないことがある。
- ・質問がない場合は、質問書の提出は不要である。
- ・同内容の質問があった場合は複数件をまとめて回答する。
- ・質問書を提出した業者名は非公表とする。

(5) 説明会について

本プロポーザルについての説明会は実施しない。

8 参加申請・提案書等の提出に関する事項

(1) 応募書類

「(4) 提出書類一覧」のとおり

(2) 募集期間

令和7年7月10日（木）から令和7年7月18日（金）まで

(3) 参加申請・提案書等提出方法

- ①八女市教育委員会教育部学校教育課へ持参又は郵送により提出すること。
- ②郵送の場合は、上記（2）の募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。
- ③持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

(4) 提出書類一覧

- ①参加申請書（様式第1号） 部数1部
- ②会社概要書（様式第2号） 部数1部
- ③小中学校等の基本計画策定業務等類似業務の実績（様式第4号）
- ④統括責任者予定者の経歴書（様式第5号）
- ⑤業務実施体制調書（様式第6号）
- ⑥企画提案書（任意様式）
 - ア 部数 正本1部（代表者印押印） 副本（カラーコピー）10部
 ※副本は、参加者名が特定できないようにすること。
 - イ 書式は任意とし、枚数は表紙と目次を除いてA4版5枚程度とする。
 - ウ 表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
 - エ 委託仕様書に示す業務内容について、具体的な手法、工程、実施体制を提案すること。また、業務実施にあたり提案などあれば積極的に盛り込むこと。

⑧見積書（任意様式）

- ア 部数 正本1部（代表者印押印）
- イ 見積書は、円単位で作成すること。
- ウ 具体的な積算根拠を示し、それぞれ本体価格と消費税及び地方消費税の額（税率10%で積算）を明記すること。
- エ 「値引き」、「調整額」等の名目は記載しないこと。

9 参加資格結果通知

参加資格確認終了後、令和7年7月22日（火）を期限とし、公募型プロポーザル参加申請書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

10 プレゼンテーション審査について

- (1) 実施日時 令和7年7月29日（火）
 - ※詳細な時間等は、参加資格結果通知と併せて通知する。
- (2) 実施場所 八女市役所内会議室
- (3) 実施内容 企画提案内容の説明、質疑応答
 - ①説明方法 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。
 - ②説明時間 20分以内
 - ③質疑応答 10分程度
 - ア 説明者 本業務を受託した場合の責任者又は担当者とする。
 - イ その他
 - ・日程及び場所については、事務の都合及びその他の事情により変更する場合もあるものとし、変更がある場合は、別途連絡をするものとする。
 - ・参加資格者が1者しかいない場合でも実施する。

- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は各事業者で用意すること。
- ただし、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。

1 1 審査方法及び審査結果

(1) 契約予定業者の選定方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公平に決定するため、八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会で企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について評価を行い、評価順位を決定し、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、提案審査 100 点（絶対評価）の点数について、審査委員会全員の平均点が 60 点以上の場合に限る。

なお、最高得点者が 2 者以上になった場合は、審査委員会で協議の上、評価順位を決定し、受託候補者を選定する。

(2) 採点基準及び評価点の配分

評価項目等は別紙「業者選定評価基準」のとおりとする。

(3) 審査結果

- ・選定結果については、全ての提案審査参加者に電子メールにて通知する。
- ・企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、八女市ホームページに結果を公開する。
- ・審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申立ては認めない。

(4) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①「4 プロポーザル参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ②提出期限までに書類が提出されなかった場合
- ③提案価格が提案上限額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為及び著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑤その他、実施要領に定める手続きを遵守しない場合

1 2 契約の締結

(1) 受託候補者として選定された者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約）

(2) 受託候補者として選定された者は、本市との協議が整い次第、速やかに契約手続きを行うこととする。

(3) 契約金額は、受託候補者が提案書で示した本業務にかかる費用の合計金額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りではない。

(4) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と

契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

(5) 契約に係る前払金の支払は行わない。

1 3 その他

(1) 参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。

(2) 提案書類は、返却しない。

(3) 参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。

(4) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。

(5) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

以上